

協力会社 各位

三菱地所プロパティマネジメント株式会社

施設内における化学物質の取り扱いに関する注意事項等の通知

本通知は、化学物質による労働災害防止を目的に労働安全衛生法第31条の2に基づき、労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するための注文者としての必要な措置として、化学物質を取り扱う際の注意事項等を通知するものです。施設内にて点検・保守・修理・清掃・営繕工事等（以下、「作業等」）を実施するにあたり以下の事項を遵守するようお願い致します。

記

1. 使用する化学物質の確認

作業等で使用する薬剤・接着剤・処理剤等（以下、「薬剤等」）について、厚生労働省公表の「労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付義務対象物質の一覧」に基づき、リスクアセスメント等が義務付けられる危険性・有害性のある化学物質（以下、「リスクアセスメント対象物質」）が含有されているか確認ください。

※1：当該義務の対象となる化学物質は追加等の改正により範囲の拡大が予定されているため、最新の情報を参照ください。一般消費者の生活の用に供される製品であっても、業務で使用する場合はラベル表示・SDS交付・リスクアセスメント等の義務対象となります。

2. リスクアセスメント対象物質に対する措置の実施

施設内の区域、あるいは施設内の設備（当該設備に付帯する設備等含む）にて、リスクアセスメント対象物質を含む薬剤等を使用して作業等を実施する場合は、労働安全衛生法に基づく措置（※2）を実施ください。

※2：ラベル表示、SDS等による通知、確認、リスクアセスメント実施、化学物質管理責任者・保護具着用管理責任者の選任、安全教育、記録、安全処置等

3. 措置に係る資料の提出

前項の措置を講じる場合は、施工計画書・作業届・報告書等に労働安全衛生法に基づく措置（※2）が確認できる資料を添付し、建物管理者等へ提出ください。尚、一つの施工計画、または一つの作業ごとに資料を添付することとし、リスクアセスメント対象物質を複数使用する場合は、リスクアセスメント対象物質の種別ごとに資料を添付ください。

※3：詳細は、厚生労働省の「労働安全衛生法の新たな化学物質規制概要」、または、厚生労働省ホームページ等をご確認ください。

4. その他の関連法令の遵守

労働安全衛生法以外の関連法令で定める資格者の選任、安全・衛生に関する措置についても遵守ください。

以上